ジカ熱の流行地（中南米･アジアなど※）から帰国した方へ
パートナーと赤ちゃんのために気を付けたいこと。

中南米などで、ウイルスを持つ蚊に刺されることで感染するジカ熱（ジカウイルス感染症）が流行しています。通常は比較的軽症で済みますが、**妊婦の感染は胎児の小頭症を引き起こす原因になります**。帰国後も厳重な防蚊対策を講じましょう。

1　防蚊対策（蚊に刺されない対策）　特に帰国後2週間は厳重に！

◎　日中蚊の発生しやすい場所に近づかない。　◎　長袖･長ズボンを着用し靴下を履くなど、肌を露出しない。

◎　虫よけ剤を使用する。　◎　屋内でも蚊取り線香、蚊帳（かや）、網戸を使用する。　など

注）献血からも感染する可能性があるため、帰国後4週間は献血を控えましょう。

特にジカ熱の流行地域から帰国した方は、性行為による感染にも気を付けましょう。

2　性行為による感染の予防

性行為の際にはコンドームを使用するか、性行為そのものを控えて、パートナーと赤ちゃん（胎児）への感染を予防しましょう

〈予防すべき期間〉

症状の有無に関わらず、現地を出発した日から６か月間（パートナーが妊娠中の場合は**妊娠期間中**）

また、ジカ熱の流行地域から帰国した女性は、最低６か月間は妊娠を控えましょう。

※　流行地（2016.12.16現在）　※今後、変更される場合があります

＜中南米･カリブ海地域＞アンギラ、アンティグア･バーブーダ、アルゼンチン、アルバ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ボネール、ブラジル、英領バージン諸島、ケイマン諸島、コロンビア、プエルトリコ、コスタリカ、キューバ、キュラソー島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、仏領ギアナ、グレナダ、グアドループ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、マルティニーク、メキシコ、モントセラト、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、　サバ島、サン･バルテルミー島、セントルシア、セント･マーティン島（仏領サン･マルタン及び蘭領シント･マールテン）、セントビンセント及びグレナディーン諸島、シント･ユースタティウス島、セントクリストファー･ネーヴィス、スリナム、トリニダード･トバゴ、タークス･カイコス諸島、米領バージン諸島、ベネズエラ　**＜オセアニア･太平洋諸島＞**米領サモア、フィジー、ミクロネシア連邦コスラエ州、マーシャル諸島、ニューカレドニア、パラオ、パプアニューギニア、サモア、トンガ　**＜アフリカ＞**カーボベルデ、ギニアビサウ　**＜アジア地域＞インドネシア、マレーシア、モルディブ、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム**　＜北米地域＞米国フロリダ州の一部　、米国テキサス州の一部

（ジカウイルス感染症に関する詳しい情報については、厚生労働省や横浜市保健所のホームページをご覧ください。）

お問合せ：　各区の福祉保健センター福祉保健課健康づくり係(TEL（市外局番：045））　平日8:45～17:00

青葉	978-2438	旭	954-6146	泉	800-2445	磯子	750-2445	神奈川	411-7138	金沢	788-7840
港南	847-8438	港北	540-2362	栄	894-6964	瀬谷	367-5744	都筑	948-2350	鶴見	510-1832
戸塚	866-8426	中	224-8332	西	320-8439	保土ケ谷	334-6345	緑	930-2357	南	341-1185

横浜市健康福祉局健康安全課　健康危機管理担当　TEL：　671－2463

平成28年12月19日時点